

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和5年4月5日

盛岡市議会議長
竹田浩久様

議員氏名 菊田 隆

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項および第2項の規定により
令和4年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1. 収支の状況

項 目		金 額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
	調査研究費	円	
支出	研修費	円	
	広報費	300,000 円	広報紙印刷・発送
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	円	
	人件費	円	
	事務所費	300,000 円	事務所家賃
	支出合計 ②	600,000 円	
	差引残余 ①-②	0 円	

【令和4年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳										
				調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所 費		
R4.4.8	政務活動費交付金	300,000												
R4.4.25	事務所家賃(4月分)		25,000											25,000
R4.5.25	事務所家賃(5月分)		25,000											25,000
R4.6.24	事務所家賃(6月分)		25,000											25,000
R4.7.25	事務所家賃(7月分)		25,000											25,000
R4.8.25	事務所家賃(8月分)		25,000											25,000
R4.9.22	事務所家賃(9月分)		25,000											25,000
R4.10.7	政務活動費交付金	300,000												
R4.10.25	事務所家賃(10月分)		25,000											25,000
R4.11.25	事務所家賃(11月分)		25,000											25,000
R4.12.23	事務所家賃(12月分)		25,000											25,000
R5.1.26	事務所家賃(1月分)		25,000											25,000
R5.2.24	事務所家賃(2月分)		25,000											25,000
R5.2.28	市政だよりKIKUTAKA通信 32号印刷代		92,400			92,400								
R5.3.7	市政だよりKIKUTAKA通信 32号発送代		84,000			84,000								
R5.3.9	市政だよりKIKUTAKA通信 32号発送代		84,000			84,000								
R5.3.9	市政だよりKIKUTAKA通信 32号発送代		39,600			39,600								
R5.3.24	事務所家賃(3月分)		25,000											25,000
	経費小計					300,000								300,000
	合計額	600,000	600,000										差引残余額	0

政務活動費支出簿

使途項目	広報費		
支出年月日	支出金額	摘 要	備考
R5. 2. 28	92,400 円	市政だよりKIKUTAKA通信 3 2号印刷代	
R5. 3. 7	84,000 円	市政だよりKIKUTAKA通信 3 2号送交代	
R5. 3. 9	84,000 円	市政だよりKIKUTAKA通信 3 2号送交代	
R5. 3. 9	39,600 円	市政だよりKIKUTAKA通信 3 2号送交代	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	300,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R5. 2. 28
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	92,400	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	92,400	円

【支払概要】

市政だよりKIKUTAKA通信印刷代 (4,000部)

領収書等添付欄

別紙に添付

領収書

No 013334

菊田隆事務所

様

492400*

但市政だよりKIKUTAKA通信vol.32印刷代として
上記の金額正に領収しました。

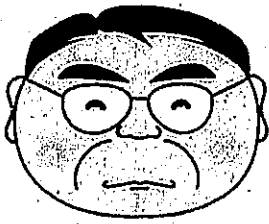
内消費税等	8400 円
金種	現金
	小切手
	振込
	手形
	相殺

2023年 2 月 28 日



〒020-0015 盛岡市本町通 7 番 7 号 Tel. 019-623-4256

※扱者印なきものは無効といたします。



市政だより

KIKUTAKA 通信

Vol.32

■発行日 2023年2月11日
■発行責任者 菊田隆 事務所

盛岡市津志田町2-7-21
TEL 019-639-1515
FAX 019-639-3456
mail:t.kikutaka@d2.dion.ne.jp



立春も過ぎましたが、まだまだ厳しい寒さの毎日が続いております。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

新年早々嬉しいニュースが入ってきました。それは、皆様既にご承知の事とは思いますが、1月12日付けの米国ニューヨークタイムズ紙で盛岡市が「2023年に行くべき52か所」の旅行先でロンドンに続き2番目に入り「見過ごされがちだが魅力ある街」と街並みや食文化などいろいろ紹介された事です。このニュースは地元紙はじめ多くのマスコミで報道され、1月17日などは朝から各局のワイドショーが取り上げ、さながら（盛岡デー）の様でした。世界中に発信されたこのニュースが、必ず盛岡市に良い結果をもたらす事を確信しています。

私は平成15年初当選以来20年近く市政の一端を担い、市長始め当局の皆さん共々に「盛岡の街づくり」に携わって参りましたが、これまでの方向性や様々取り組んできた事が間違っていなかったのだと改めて確信いたしました。

盛岡市においては昨年10月、中心市街地の核の一つとなる「バスセンター」が新築、開業され、予想を上回る多くの皆さんに利用されていますし、来年4月には肴町の核店舗として複合商業施設「monaka（もなか）」が開業予定で、中心市街地の魅力発信の大きなチャンスになると期待されています。

また同じく昨年12月には盛岡の南玄関口、岩手飯岡駅がリニューアルされ、橋上駅化し、東西自由通路、エレベーターの設置等大変便利になりました。



令和4年12月9日 12月定例会一般質問に登壇

本年、4月には県との初の共同事業新装なった「いわて盛岡ボールパーク」がオープン。4月1日には花巻東高校と早稲田実業（東京）の記念試合が計画されています。プロ野球の試合も5月16日に楽天ーソフトバンク戦、6月28日には巨人ーヤクルト戦が予定されており、まさにこれまでの岩手県営球場に代わって岩手の野球の聖地となってゆくことでしょう。

その他にも「盛岡市動物公園」「盛岡市学校給食センター」等々市民の皆さん待望の多くの施設の開業が予定されており、まさに令和5年は更なる希望へのスタートの年「盛岡未来元年」です。

私はこれからも、市民の皆様と一緒に、住み良く魅力ある街盛岡を創るため全力で頑張っ参りますので、どうぞ皆様のご指導、ご鞭撻、そしてご支援を心からお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

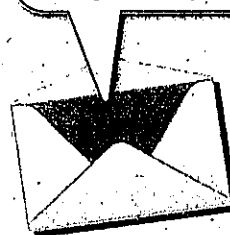


盛岡城跡公園廊下橋



岩手飯岡駅

皆様の市政への声をお寄せ下さい!



事務所

盛岡市津志田町2-7-21
TEL (019) 639-1515
FAX (019) 639-3456
Mail:t.kikuta@d2.dion.ne.jp

●受付(平日) 9時~17時

(この市政だよりは政務活動費により作成しています。)

”盛岡市議会令和4年12月定例会“で一般質問に登壇!!

令和4年12月5日～12月22日迄開催された盛岡市議会12月定例会に於いて、12月9日（金）菊田隆は一般質問に登壇し、市長、教育長、農林部長らに質問・議論を戦わせた。

盛岡赤十字病院の移転について

Q 新滝沢市長が公約に掲げている「滝沢市への盛岡赤十字病院誘致など医療体制の強化」についてどう受け止めているか示せ

市長答弁

盛岡赤十字病院が現在の場所に無くしてならないと感じている人々の思いを押し量り今後の推移を注視してまいりたい。

教育課題について

Q 2020 国勢調査で 2,325 人も義務教育未終了者がいる盛岡市では国の指導に基づき一刻も早く夜間中学を設置するべきではないか。

教育長答弁

夜間中学が重要な役割を果たすことは認識しており県と連携しながら教育機会の確保実現に向け取り組んでまいりたい。

市内観光の再生について

Q 全国旅行支援は継続されるが“盛岡の宿応援割事業”は令和5年1月からはどうなるのか。

市長答弁

「盛岡の宿応援割事業」を引き続き実施し、宿泊事業者の支援を継続してまいりたい。
※新年1月11日から一人当たり2,000円の“盛岡の宿応援割事業”が実施されています。

農業問題について

Q 国の“みどりの食料システム戦略”では2050年までに耕地面積に占める有機農業取組面積の割合を25%に拡大する事を目指すとするが、盛岡市の現状と今後の取り組みはどうか。

農林部長答弁

2020年現在、市の経営耕地面積6,854ヘクタールに対し、有機栽培面積は4.6%の315ヘクタール。目標達成に向け国の施策に沿った取組を実施していきたい。

市議会、本格的に視察再開へ!

コロナ禍でこの2年間自粛していた議会の視察が昨年再開されました。私が参加した視察は、令和4年7月13日～15日、教育・福祉常任委員会で函館市・青森市へ、10月14日～10月16日、市政調査会で友好都市沖縄県うるま市へ、10月26日～28日までは持続可能な地域づくり特別委員会で東京都足立区、大阪府堺市、静岡県浜松市へ行ってきました。それぞれ有意義な視察で、今後の議会活動に生かしていきたいと思っています。

◎令和5年盛岡市議会3月定例会は2月28日～3月27日までの約一か月間開催されます。令和5年の予算を審議する重要な議会です。

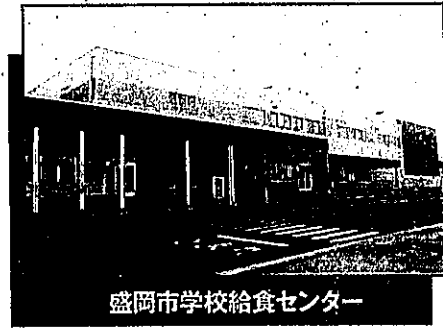
市政の視点



盛岡バスセンター



いわて盛岡ホールパーク



盛岡市学校給食センター

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R5. 3. 7
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	84,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	84,000	円

【支払概要】

市政だよりKIKUTAKA通信別納発送代
1,000通

領収書等添付欄 別紙に添付

領収書
菊田隆 様

[別納引受]
第一種定形 11.5g
@84 1,000通 ¥84,000

小計 ¥84,000

郵便物引受合計通数 1,000通
課税計 (10%) ¥84,000
(内消費税等 ¥7,636)
非課税計 ¥0

合計 ¥84,000
お預り金額 ¥84,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2023年 3月 7日 15:25
発行No. 230307A4560 端N68箱01
連絡先：盛岡永井郵便局
TEL:019-637-2509

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R5.3.9
------	-----	-----	--------

支出証拠書類の額面金額	84,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	84,000	円
【支払概要】 市政だよりKIKUTAKA通信別納発送代 1,000通		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領収書

菊田 隆 様


[別納引受]
 第一種定形 12.0g
 @84 1,000通 ¥84,000

小計 ¥84,000

郵便物引受合計通数 1,000通
 課税計 (10%) ¥84,000
 (内消費税等 ¥7,636)
 非課税計 ¥0

合計 ¥84,000
 お預り金額 ¥90,000
 おつり ¥6,000

印紙税申告納
 付につき麴町
 税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2023年 3月 9日 12:59
 発行No. 230309A4645 端N68箱01
 連絡先: 盛岡永井郵便局
 TEL: 019-637-2509

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R5. 3. 9
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	105,924	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	39,600	円

【支払概要】

市政だより KIKUTAKA通信別納発送代
1,261通

領収書等添付欄

別紙に添付

領収書

菊田 隆 様

[別納引受]	
第一種定形 @84	1,261通 12.0g ¥105,924
小計	¥105,924
郵便物引受合計通数	1,261通
課税計 (10%)	¥105,924
(内消費税等)	¥9,629
非課税計	¥0
合計	¥105,924
お預り金額	¥106,000
おつり	¥76

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2023年 3月 9日 15:25
発行No. 230309A4660 端N68箱01
連絡先：盛岡永井郵便局
TEL:019-637-2509

政務活動費支出簿

使途項目		事務所費	
支出年月日	支出金額	摘要	備考
R4. 4. 25	25,000 円	事務所費家賃 (4月分)	月額115,000円
R4. 5. 25	25,000 円	事務所費家賃 (5月分)	
R4. 6. 24	25,000 円	事務所費家賃 (6月分)	
R4. 7. 25	25,000 円	事務所費家賃 (7月分)	
R4. 8. 25	25,000 円	事務所費家賃 (8月分)	
R4. 9. 22	25,000 円	事務所費家賃 (9月分)	
R4. 10. 25	25,000 円	事務所費家賃 (10月分)	
R4. 11. 25	25,000 円	事務所費家賃 (11月分)	
R4. 12. 23	25,000 円	事務所費家賃 (12月分)	
R5. 1. 26	25,000 円	事務所費家賃 (1月分)	
R5. 2. 24	25,000 円	事務所費家賃 (2月分)	
R5. 3. 24	25,000 円	事務所費家賃 (3月分)	
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	300,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4. 4. 25
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 4月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわきん
キャッシュサービス
ご利用明細票

いつも(いわきん)をご利用いただき
ありがとうございます。

岩手銀行

お取引内容	店番号	お取引日
お振込	081-72	04-04-25
銀行番号	取引店	口座番号
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計
3334	万円 千円 円	
お取引時刻	お取引金額	手数料
09:33	¥115,000	¥330
お取引後残高	約 銭	

振込受付書

依頼人 キタタ タカ

様
様

連絡先
受付番号0000000000000035

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票





使途項目	事務所費	支出日	R4.5.25
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 5月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

 いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。		 岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-74	04-05-25	
銀行番号	取引店	口座番号	
取引番号	お取扱金額	硬貨合計	
9119			
お取引時刻	お取引金額	手数料	
09:36	¥115,000	¥330	
お取引後残高		釣 銭	
振込受付書			
			
依頼人 キクヲ タカシ			様
連絡先 			様
受付番号0000000000000020			
▼裏面の説明をご覧ください。			

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.6.24
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】
 事務所家賃 6月分
 契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。		岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日			
お振込	081-71	04-06-24			
銀行番号	取引店	口座番号			
取扱番号	お取扱金額		硬貨合計		
7969	万円	五千円	千円		
お取引時刻	お取引金額		手数料		
10:29	¥115,000		¥330		
お取引後残高		釣 銭			
振込受付書					
[Redacted]					
依頼人 キクタ タカシ					様
連絡先 [Redacted]					様
受付番号000000000000040					
▼裏面の説明をご覧ください。					

政務活動費支払伝票




使途項目	事務所費 /	支出日	R4. 7. 25 /
------	--------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	115,000 /	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 /	円

【支払概要】

事務所家賃 7月分 / /
 契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。	
 岩手銀行			
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-74	04-07-25	
銀行番号	取引店	口座番号	
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計	
2256			
お取引時刻	お取引金額	手数料	
09:31	¥115,000	¥330	
お取引後残高		約 銭	
振込受付書			
			
依頼人 キタ タカシ		様	
連絡先 		様	
受付番号0000000000000015			
▼裏面の説明をご覧ください。			

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4. 8. 25
------	------	-----	-----------

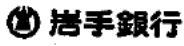
支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 8月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。	
		 岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-74	04-08-25	
銀行番号	取引店	口座番号	
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計	
8611			
お取引時刻	お取引金額	手数料	
13:10	¥115,000	¥330	
お取引後残高		約 銭	
振込受付書			
依頼人 キクタ タカシ			
様			
連絡先			
受付番号 0000000000000099			
▼裏面の説明をご覧ください。			

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.9.22
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 9月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわぎん いつも「いわぎん」をご利用いただきありがとうございます。
 キャッシュサービス
 ご利用明細票

岩手銀行

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-71	04-09-22
銀行番号	取引店	口座番号
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計
7084		
お取引時刻	お取引金額	手数料
10:22	¥115,000	¥330
お取引後残高	約 銭	

振込受付書

依頼人 **キクタ カン** 様

連絡先 **[REDACTED]** 様

受付番号 0000000000000029

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.10.25
------	------	-----	----------

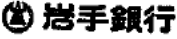
支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 10月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。	
		 岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-71	04-10-25	
銀行番号	取引店	口座番号	
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計	
0424			
お取引時刻	お取引金額	手数料	
13:04	¥115,000	¥330	
		約 読	
依頼人 キタ タカシ			
連絡先 [REDACTED]			
受付番号 0000000000000095			

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票


使途項目	事務所費	支出日	R4. 11. 25
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 11月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

いわぎん キャッシュサービス の利用明細票		いつも「いわぎん」をご利用いただき ありがとうございます。	
		 岩手銀行	
お取引内容	店機番	お取引日	
お振込	081-71	04-11-25	
銀行番号	取引店	口座番号	
[Redacted]			
取扱番号	お取扱金種		硬貨合計
3538			
お取引時刻	お取引金額		手数料
14:13	¥115,000		¥330
お取引後残高		約 銭	
[Redacted]			
振込受付書			
[Redacted]			
依頼人	キクヲ タカシ		様
連絡先	[Redacted]		様
受付番号	000000000000133		

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.12.23
------	------	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 12月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわぎん いつも(いわぎん)をご利用いただき
ありがとうございます。
キャッシュサービス
ご利用明細票

岩手銀行

お取引内容	店番	お取引日
お振込	081-71	04-12-23
銀行番号	取引店	口座番号
取振番号	お取扱金額	課税合計
6646	¥115,000	¥330
お取引時刻	お取引金額	手数料
13:18	¥115,000	¥330
お取引後残高	約 銭	

振込受付書

依頼人 キクタ タカシ

様

連絡先

様

受付番号 000000000000090

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R5.1.26
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 1月分
契約書の写しとおおり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわぎん
キャッシュサービス
ご利用明細票

いつも「いわぎん」をご利用いただき
ありがとうございます。

岩手銀行

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-74	05-01-26
銀行番号	取引店	口座番号
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計
770		
お取引時刻	お取引金額	手数料
09:48	¥115,000	¥330
お取引後残高	約 銭	

振込受付書

依頼人 キタ タカシ

様
様

連絡先

受付番号 0000000000000009

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R5.2.24
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 2月分
契約書の写しとおり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわぎん
キャッシュサービス
ご利用明細票

いつも(いわぎん)をご利用いただき
ありがとうございます。

岩手銀行

お取引内容	店機番	お取引日
お振込	081-73	05-02-24
銀行番号	取引店	口座番号
取扱番号	お取扱金種	積算合計
9052	別内 五年内 年内	
お取引時刻	お取引金額	手数料
09:59	¥115,000	¥330
お取引後残高		約 数
振込受付書		
<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>		
依頼人 キタ タカシ 様 連絡先 <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 様 受付番号0000000000000026		

▼裏面の説明をご覧ください。

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R5.3.24
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	115,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 3月分
契約書の写しとおとり

領収書等添付欄

別紙に添付

いわぎん キャッシュサービス ご利用明細票		いつも(いわぎん)をご利用いただき ありがとうございます。	
		岩手銀行	
お取引内容	店番号	お取引日	
お振込	081-71	05-03-24	
銀行番号	取引店	口座番号	
取扱番号	お取扱金額	硬貨合計	
538			
お取引時刻	お取引金額	手数料	
11:31	¥115,000	¥330	
お取引後残高		約 銭	
振込受付券			
依頼人	キクタ カン	様	
連絡先		様	
受付番号	000000000000052		
▼裏面の説明をご覧ください。			

建物賃貸借契約書

賃貸人 〇〇〇〇 借人 菊田隆事務所との間に、次の通り建物賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を借人に賃貸し、借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 津志田町二丁目 107-6
〃 107-14

専ら鉄骨造 葺 平屋 建 1 棟
床面積 1 階 55.89 平方メートル

第2条 賃貸借の期間は2016年4月1日から2018年3月31日までの2年間とします。ただし、2か月前までにどちらかの解約意思表示がなければ自動更新とします。

第3条 賃料は1か月金115,000円とし、借人は毎月末日までに賃貸人の指定口座に振り込むこととします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができません。

第4条 賃貸人は敷金として金115,000円を借人から申し受けるものとします。

第5条 借人は、建物を市議会議員事務所に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第6条 借人は、次の場合には、事前に賃貸の書面による承諾を受けなければなりません。

- 1、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
 - 2、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるとします。

- 1、2か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
- 2、賃料の支払いをしはばは遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 3、その他本契約に違反したとき。

第8条 建物の部分的な小修繕は、借人が費用を負担してみずから行なうものとしません。

第9条 借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、借人はその損害を賠償するものとします。

第10条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第11条 敷金には利息をつけないものとし、借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第9条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるとします。

第12条 借人は、賃貸借契約が終了し、借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。

第13条 借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部除去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを現状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをしますものとします。

第14条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく借人の一切の責務について保証し、借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第15条 この契約に関する紛争については、賃貸人の住居地の裁判所を第1番の管轄裁判所とすることに当事者は合意しました。

第16条 (特約事項)

概況
〇〇〇〇

上記の通り契約が成立しましたので、本契約書2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持します。

2022年6月1日

賃貸人

氏名 〇〇〇〇

借人 現住所 盛岡市津志田南1丁目9-8

氏名 菊田 隆

連帯保証人 現住所

氏名



印

建物賃貸借契約書

貸借人 菊田陸事務所 との間に、次の通り建物賃貸借契約を締結
します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借
することを約します。

建物の所在場所 津志田町二丁目 107-6
" 107-14

軽量鉄骨造 葺 平屋 建 1 棟
床面積 1 階 55.89 平方メートル

第2条 賃貸借の期間は2016年4月1日から2018年3月31日までの2年間とします。
ただし、2か月前までにどちらかの解約意思表示がなければ自動更新とします。

第3条 賃料は1か月金115,000円とし、賃借人は毎月末日までに賃貸人の指定口座
に振り込むこととします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増
額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間
中であっても、賃料の増額の請求をすることができるとします。

第4条 賃貸人は敷金として金115,000円を賃借人から申し受けるものとします。
第5条 賃借人は、建物を市議会議員事務所で使用するほか、他の用途に使用してはな
りません。

第6条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸の書面による承諾を受けなければなりま
せん。

1. 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
 2. 賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
- 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに
本契約を解除することができるとします。

1. 2か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
 2. 賃料の支払いをしなばばは遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借
との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 3. その他本契約に違反したとき。
- 第8条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとしま
す。

第9条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損ま
たは滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。

第10条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用
料を負担します。

第11条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、また
は第9条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその
弁済に充当することができるとします。

第12条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、そ
の明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害
賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。

第13条 賃借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部除去し、
もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを現状に復した
うえで、賃貸人の立会を求め、本体建物の引渡しをしますものとします。

第14条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の責務について保
証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第15条 この契約に関する紛争については、賃貸人の住居地の裁判所を第1番の管轄裁
判所とすることに各当事者は合意しました。

第16条 (特約事項)

振込

上記の通り契約が成立しましたので、本契約書2通を作成し、
各自署名押印のうえ、各1通を所持します。

2023年3月1日

賃貸人 現住所
氏名

賃借人 現住所 盛岡市津志田南1丁目9-8

氏名 菊田 陸

連帯保証人 現住所
氏名



印